

# 最終報告書

平成30年7月30日

日本大学アメリカンフットボール部における反則行為に関する第三者委員会

## 目次

第1	本報告書の目的	1
第2	調査の概要	1
1	当委員会設置に至る経緯	1
2	調査委託事項	2
3	当委員会の構成	2
第3	調査の方法	3
1	調査実施期間	3
2	実施した調査手続の概要	3
(1)	関係者等に対するヒアリング	3
(2)	関係資料の分析、検証	3
(3)	関係場所の往査	3
(4)	日大アメフト部部員に対するアンケート調査	3
(5)	他大学アメフト部監督等に対する意見照会	3
3	前提事項等	4
第4	前提となる事実関係ないし背景事情	4
1	日大の組織・機関、ガバナンス体制等について	4
(1)	学校法人日本大学及び（私立学校としての）日本大学について	4
(2)	理事・理事会、理事長、常務理事・常務理事会、学長、監事、評議員・評議員会等の権限・責任等	4
2	日大の危機管理体制	7
(1)	危機管理規程	7
(2)	危機管理体制	7
3	日大アメフト部を含む競技部の位置付け	8
(1)	日本大学保健体育審議会	8
(2)	競技部の位置付け、部長・監督・コーチの選任	9
4	日大アメフト部の体制、指導状況等	9
5	日大アメフト部の実績や最近におけるチーム事情等	9
第5	本件事案の事実関係の概要	9
第6	本件事案を招いた背景・原因について	10
1	内田氏の独裁体制下での、日大アメフト部の指導方針・内容について	10
(1)	指導方針において学生スポーツ本来の在り方が失われていたこと	10
(2)	選手の主体性が考慮されることなく、選手との対等のコミュニケーションの機	

会もなく、選手に対し一方的に過酷な負担を強いるような指導実態があり、それはパワハラとも評価すべきものであったこと .....	10
(3) 指導陣相互の関係でも自由なコミュニケーションがなかった上、内田氏に迎合するだけで、選手の立場に寄り添うコーチも存在しなかったこと .....	11
(4) 日大アメフト部の部長がその役割を果たしていなかったこと .....	11
2 日大アメフト部の指導體制に対するガバナンスの欠如 .....	12
(1) 保体審に関する問題点 .....	12
(2) 学長の職責に関する問題点 .....	13
(3) 学校法人の理事会ないし理事長の職責に関する問題点 .....	13
第7 日大による事後対応上の問題点について .....	14
1 日大による事後対応をめぐる事実関係の概要 .....	14
2 事後対応上の問題点 .....	20
(1) 適切な事後対応を行う上で必要な責任体制が執られなかったこと .....	24
(2) 事実調査の適正性の欠如 .....	25
(3) 対応措置の実施が遅延し、その内容もずさんであったこと .....	26
(4) 広報の在り方も適切さを欠いていたこと .....	26
第8 関係者別に見た場合のガバナンスや事後対応における問題点 .....	27
1 日大アメフト部関係 .....	27
(1) 内田氏について .....	27
(2) 加藤氏について .....	27
2 保体審関係 .....	28
(1) 内田氏について .....	28
(2) 大塚学長について .....	28
3 田中理事長等について .....	28
(1) 田中理事長 .....	28
(2) 常務理事 .....	29
(3) 井ノ口氏 .....	29
第9 本件の影響等 .....	29
第10 再発防止策について .....	30
1 日大において検討又は講じられている再発防止策等について .....	30
(1) 「再発防止策の策定・実施について」（日大アメフト部から関東学連宛ての本年7月17日付け「チーム改善報告書」） .....	30
(2) 「チーム改善報告書（追加）」（本年7月23日付け日大アメフト部から関東学連宛て） .....	31

(3) 「スポーツ競技部へのガバナンス及び競技部内紛争処理体制等の検討委員会」の設置（本年6月12日）及び中間答申（本年7月10日） .....	32
(4) 「日本大学保健体育審議会アメリカンフットボール部監督・コーチ指導者選考委員会」の設置（同年7月5日） .....	32
2 当委員会からの再発防止策に関する提言 .....	33
(1) 日大アメフト部の再生のために.....	33
(2) 競技部へのガバナンス強化のために .....	34
(3) 適切で誠実な事後対応のために.....	36
(4) 再発防止策の具体的内容を検討しその適正実施をモニタリングするための仕組み .....	37
第11 結語.....	38

## 第1 本報告書の目的

本報告書は、標記委員会（以下「当委員会」という。）が、学校法人日本大学（以下、学校法人としての日本大学を「日大」という。）からの委託を受け、本年5月6日、日本大学保健体育審議会アメリカンフットボール部フェニックス（以下「日大アメフト部」という。また、「アメリカンフットボール」を「アメフト」という。）所属のA選手が、関西学院大学体育会アメリカンフットボール部ファイターズ（以下「関学大アメフト部」又は「関学大」という。）との第51回定期戦（以下「本件試合」という。）において、関学大アメフト部のクォーターバック（QB）のB選手に対し、明らかにルールを逸脱した危険なタックルを行って負傷させるなどした事案（以下「本件事案」という。）に関し、事実確認に基づく真相究明及び原因究明、日大におけるアメフト部に対するガバナンス体制の検証並びに再発を防止するための対策等を調査した結果を最終的に報告するものである。

なお、本件事案をめぐる事実関係に係る調査結果については、本年6月29日付け中間報告書（以下「中間報告書」という。）により既に報告済みであることから、本報告書においては、上記事実関係を前提とし、本件事案を招いた背景・原因の分析、取り分け日大のガバナンス体制の在り方との関係、事後対応における問題点と原因、日大アメフト部の再生と日大の信頼回復のために必要で実効性を伴った再発防止策等を主眼とする。

## 第2 調査の概要

### 1 当委員会設置に至る経緯

本件事案発生当日（本年5月6日）から、インターネット上で当該試合映像が公開され、反則行為自体の悪質性に加え、それが日大アメフト部の指導者からの指示に基づくものではないかとの疑いから、以降、インターネット上を中心に非難の声が徐々に高まっていった。同月10日には、一般社団法人関東学生アメリカンフットボール連盟（以下「関東学連」という。）が「日本大学の選手による試合中の重大な反則行為について」とのタイトルで、A選手の対外試合の出場禁止、日大アメフト部の指導者に対する厳重注意するとともに一連の反則行為を調査・報告するための規律委員会の設置を公表し、また、関学大アメフト部においても、日大アメフト部に対し説明と謝罪を求める文書を送付した上、同月12日には記者会見を開くなどした。こうしたことから、事態は泥沼化の様相を呈し始めた。さらに、同月14日には、スポーツ庁の鈴木大地長官が本件反則行為を強く非難し、法政大学、東京大学、立教大学の各アメフト部が春の日大アメフト部との対戦中止を発表するなどしたことから、マスコミ

等で大きく取り沙汰されるようになり、本件事案は社会問題化していった。その後、関学大アメフト部と日大アメフト部の間で本件事案の真相及び原因等をめぐり一連の申入れと回答ないし再回答が繰り返されたものの、「指導者による指導と選手の受け取り方に乖離が起きていた」とする日大アメフト部の説明に関学大側の納得が得られなかったことなどから、事態は一層悪化し、この間、日大としても、関係者から事情を聴取する等の調査に着手したが、A選手と内田正人前監督（以下「内田氏」という。）及び井上奨前コーチ（以下「井上氏」という。）の主張は大きく食い違い、そのことが同月22日のA選手による単独の記者会見、翌23日の内田氏及び井上氏による記者会見で一層浮き彫りとなり、さらには、同月29日、関東学連が本件事案に関し内田氏及び井上氏による反則指示等の存在を認定する調査結果を公表するに至り、事態は更に深刻化した。

こうした状況の中で、日大として、もはや自力の調査では限界があると判断し、本件事案の真相及び原因の究明並びに日大のガバナンス体制等の検証のため、同日開催の常務理事会で第三者委員会を設置することを正式に決定し、同月31日、当委員会が発足した。

## 2 調査委託事項

日大からの調査委託事項は、以下のとおりである。

- 重大な反則行為に係る事実確認に基づく真相究明及び原因究明
- 大学によるアメフト部に対するガバナンス体制の検証
- 再発を防止するための対策
- その他関連する事項

## 3 当委員会の構成

当委員会の構成は、以下のとおりである。いずれも、これまで日大との間で一切の利害関係を有していない<sup>1</sup>。

- 委員長 勝丸充啓（弁護士〈元広島高等検察庁検事長〉、芝綜合法律事務所）
- 同代理 辰野守彦（弁護士、芝綜合法律事務所）
- 委員 本田守弘（弁護士〈元検察官〉、大西清法律事務所）
- 委員 山口幹生（弁護士〈元検察官〉、大江橋法律事務所）
- 委員 齋藤健一郎（弁護士〈元検察官〉、渥美坂井法律事務所）
- 委員 和田恵（弁護士、高野隆法律事務所）
- 委員 磯貝健太郎（弁護士、芝綜合法律事務所）

<sup>1</sup> 日大はこれまでに一切の利害関係のなかった勝丸弁護士に委員長を依頼し、委員長代理や各委員の選任については同委員長に一任されたものであり、日大の意向は一切含まれていない。

なお、当委員会は、日本弁護士連合会が定める「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」の趣旨に則り、日大から独立した立場で、中立・公正で客観的な調査を実施したものである。すなわち、調査方法等の決定、調査・分析の実施や報告書の作成等について、日大及びその関係者の意向に左右されず、また、一切の影響を受けることなく、当委員会の判断と責任において行った。日大も、当委員会の調査には全面的に協力してきたものであり、当委員会による最終的な調査結果についても、これを真摯に受け止めて尊重し、今後の対処に当たることを確約している。

### 第3 調査の方法

#### 1 調査実施期間

当委員会は、本年5月31日から本年7月30日まで所要の調査を実施した。

#### 2 実施した調査手続の概要

##### (1) 関係者等に対するヒアリング

当委員会は、日大アメフト部員及び教職員並びに大学スポーツ関係者を中心とする関係者延べ約100名にヒアリングを行った。

##### (2) 関係資料の分析、検証

当委員会は、日大その他の関係者から提供を受けた多数の関係資料・情報の分析、関連メールの分析、画像解析の外部委託など多数の関係資料の分析・検証を行った。

##### (3) 関係場所の往査

当委員会は、本件試合が行われたアミノバイタルフィールド（東京都調布市所在）の現場視察及び日大本部での関係資料の収集を行った。

##### (4) 日大アメフト部部員に対するアンケート調査

当委員会は、日大アメフト部部員約150名全員にアンケート調査を実施した。

##### (5) 他大学アメフト部監督等に対する意見照会

当委員会は、関東学連1部リーグ所属チームの監督（又はヘッドコーチ）のうち関東学生アメリカンフットボール共同宣言2018の宣言者16名に対し、日大アメフト部のガバナンス問題と改善策について意見照会を行った。

### 3 前提事項等

当委員会の調査は以下の事項を前提としている。

- 日大が当委員会に提出した関係資料やその説明は全て真正なものであること。
- 当委員会の調査は関係者の任意の協力に基づくものであること
- 当委員会の調査は関係者の法的責任追及を直接の目的としたものではなく、本報告書はそのような目的で使用されることを想定していないこと。

## 第4 前提となる事実関係ないし背景事情

### 1 日大の組織・機関、ガバナンス体制等について

#### (1) 学校法人日本大学及び（私立学校としての）日本大学について

学校法人日本大学（日大）は、私立学校法3条に定める学校法人であり（以下、同法を「私学法」という。）、教育基本法及び学校教育法等に従い、学校・研究所を設置して教育、研究等を行うことを目的とし（学校法人日本大学寄附行為〈以下「寄附行為」という。〉4条。なお、寄附行為については、以下条項番号のみを示す。）、日本大学等の私立学校を設置している（5条、私学法3条、学校教育法2条1項）。

ところで、私立学校といえども公教育の一翼を担っている点においては国公立の学校と変わりはなく、「公の性質」（教育基本法6条1項）を有するものとされており、この観点から私立学校にも「公共性」が求められている。私学法が、学校法人という特別の法人制度を創設し、その組織・運営等について民法法人と異なる法的規制を加えているのはそのためである。したがって、日大としては、学校法人としての社会的責任を十分に自覚し、その組織・運営等においても、高度のガバナンスを確保することが強く求められている。

#### (2) 理事・理事会、理事長、常務理事・常務理事会、学長、監事、評議員・評議員会等の権限・責任等

日大には、理事・理事会、理事長、常務理事・常務理事会、学長、監事、評議員・評議員会等の各機関が置かれ、理事長が学校法人を代表しその業務を総理し、理事の一人である学長が私立学校としての日大の教学及び教職員統括の責任者を務めている。

#### ア 理事・理事会

日大には、27人以上36人以内の理事（6条）をもって組織する理事会が置かれ（13条1項、私学法36条1項）、理事会は、日大の業務を決定し、理事の職務の執



行を監督する（13条2項、私学法36条2項）。

日本大学の学長は理事に選任されることとされている（8条1項①、私学法38条1項）。

理事会は、原則として、理事長が招集し（13条3項、私学法36条3項）、その議長は理事長が務めることとされている（13条5項、私学法36条4項）。

理事は、学校法人との間における委任類似の契約によって選任されるから委任の本旨に従い善管注意義務（民法644条）をもって職務を行わなければならない（「逐条解説 私立学校法 改訂版」松坂浩史著・学校経理研究会285頁）、また、法令及び寄附行為を遵守し、日大のため忠実にその職務を行わなければならない（私学法40条の2）。これらの義務に違反して学校法人に損害を与えた場合には、その損害を賠償しなければならない（前掲松坂287頁）<sup>2</sup>。

## イ 理事長

理事長は、理事の互選によって選任され（7条1項）、日大を代表し、その業務を総理する（同条2項、事務職組織規程2条1項、2項、私学法35条2項、同法37条1項）。

後記2(2)ウのとおり、理事長は、緊急時における危機管理について、危機対策を講じる必要があると判断した場合に、危機対策本部を設置し、対策本部の本部長に就き、対策本部の活動に関する全ての権限を持ち、指揮命令するものとされている（危機管理規程14条1項、15条1項、2項）。

理事長も、理事として、前記アのとおり、職務の執行に当たり、善管注意義務及び忠実義務を負っているところ、さらに理事長として選任されることにより、学校法人の代表機関及び業務執行機関としての委任を受けることとなるので、その善管注意義務及び忠実義務の水準は、他の理事よりも当然に高くなる（前掲松坂252、285～286頁）。

現在の理事長は田中英壽氏（以下「田中理事長」という。）である（平成20年から）。

なお、常務理事及び学長についても、理事として、当然のことながら、日大に対し善管注意義務及び忠実義務を負っている。

## ウ 常務理事

学長以外の理事のうち若干名が、理事長の推薦により理事会決議を経て常務理事となる（9条1項）。常務理事は、理事長を補佐し、日大の業務の一部を分掌する（同条2項、上記事務職組織規程4条1項、2項）。

<sup>2</sup> 私学法には、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（同法111条1項）と異なり、明文の規定はないものの、（委任類似の）契約違反による損害賠償責任を負うことは当然といえる。

内田氏は、平成 29 年 9 月から本年 6 月 1 日まで人事担当常務理事であった。

## エ 常務理事会

常務理事会は、理事長、学長、常務理事及び副学長である理事をもって構成され（常務理事会規程 2 条）、通常業務に属する事項のほか、理事会から委任された事項、理事長が緊急の措置を講ずる必要があると認める事項につき、議決し執行する（同規程 3 条 1 項）。また、緊急の措置を講じた場合、理事長は、速やかに理事会に報告して、その承認を得るものとされている（同条 3 項）。常務理事会は、毎週 1 回の定例会のほか、必要に応じ臨時会を開くことができる（同規程 5 条 1 項）。招集権者及び議長はいずれも理事長である（同条 2 項、3 項）。

## オ 学長

学長は、日大が設置する学校の教学に関する事項を統括し、教職員を統督する（17 条 1 項、日本大学教育職組織規程 5 条 1 項、2 項、学校教育法 92 条 3 項）。また、学長は前記のとおり日大の理事に選任される。

現在の学長は大塚吉兵衛氏（以下「大塚学長」という。）である（平成 25 年から）<sup>3</sup>。

## カ 監事

日大には 3 人以上 5 人以内の監事が置かれる（18 条 1 項）。監事は、理事、評議員又は教職員以外の者から評議員会の同意を得て理事長が選任し（同条 2 項、私学法 38 条 4 項）、監事のうち 2 名が常任となる（19 条）。監事は、日大の業務及び財産の状況を監査すること等の職務を行う（20 条、私学法 37 条 3 項）。

## キ 評議員・評議員会

日大には 100 人以上 130 人以内の評議員（学長、各学部長も評議員メンバーである。）をもって構成される評議員会が置かれる（24 条、私学法 41 条 1 項、2 項）。評議員会は、日大の業務若しくは財産の状況又は理事若しくは監事の業務執行の状況について、理事若しくは監事に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は理事若しくは監事に対し報告を求めることができる（32 条、私学法 43 条）。

---

<sup>3</sup> 大塚学長は、平成 23 年に総長に就任し、平成 25 年の総長制から学長制への移行に伴い、そのまま学長に就任したものである。

## 2 日大の危機管理体制

### (1) 危機管理規程

日大は、危機管理体制及び危機管理に関する基本的な事項を定めることにより、様々な危機事象から学生及び教職員等の安全確保を図るとともに、大学の資産を守り、大学としての社会的な責任を果たすことを目的として、危機管理規程を設けている（同規程1条1項）。対象とする危機事象として、自然災害のほか、社会的影響の大きな問題や、その他大学の信頼及び財産を大きく損なうような事象で、組織的・集中的に対処することが必要とされる問題が挙げられている（同規程2条④、⑤）。

### (2) 危機管理体制

#### ア 平常時の危機管理体制

常時の危機管理に関しては、危機管理総括責任者（総務担当の常務理事）をトップとし、その下に危機管理責任者（本部では総務部長、各部科校等ではその長）を置いて危機管理に必要な業務を行うこととされている（同規程4条ないし6条）。

#### イ 危機管理委員会

また、危機管理に関する重要事項を審議するため、危機管理委員会が設置されており、総務担当の常務理事が委員長となり、委員会を招集し、議長を務めることとされている（同規程7条ないし9条）。

#### ウ 緊急時の危機管理体制

他方、緊急時における危機管理（危機事象が実際に発生したか、そのおそれのある場合）については、理事長は、危機対策を講じる必要があると判断した場合には危機対策本部を設置し（同規程14条1項）、その本部長に就き、対策本部の活動に関する全ての権限を持ち、指揮命令するものとされている（同規程15条1項、2項）。対策本部は、本部長の指揮の下、迅速かつ的確に危機事象に対処しなければならず（同規程16条1項）、①危機事象の情報収集及び情報分析に関すること、②危機事象において必要な対策の決定及び実施に関すること、③学生及び教職員等への危機事象に係る情報提供に関すること、④部科校等及び関係機関との連携・調整に関すること、⑤報道機関等への対外的な情報提供に関すること、⑥その他危機事象への対応について必要な事項に関することといった業務を行うものとされている（同規程17条①ないし⑥）。また、部科校等において危機事象が発生した場合は、部科校長等は、当該部科校等に対策本部を設置し、内容や対処状況等

について随時理事長に報告するものとされている（同規程18条1項、2項）。理事長は、そのような報告を受け、当該危機事象が複数の部科校等に影響を及ぼすと判断した場合は、対策本部を設置し、全学的な対応をすることができる（同条3項）。また、理事長は、当該部科校等に対策本部を設置する必要があると判断した場合は、その設置を命じることができる（同条4項）。

本件事案については、後記第7の2のとおり、本件試合後、約1週間を経過した本年5月14日頃から、単に日大アメフト部と関学大アメフト部の問題を越えて急速に社会問題化し始めたのであるから、遅くとも同月第三週の段階では、全学的に対応すべき「危機事象」（前記危機管理規程2条④、⑤）と捉え<sup>4</sup>、迅速かつ適切な措置を講じるべきであった。

### 3 日大アメフト部を含む競技部の位置付け

日大アメフト部を含む競技部は、日本大学保健体育審議会に属するものとされている。

#### (1) 日本大学保健体育審議会

日本大学に保健体育審議会（以下「保体審」ともいう。）が置かれる（日本大学保健体育審議会規程1条）。保体審は、保健体育を通じ、心身ともに健全な学生を育成することを目的とし（同規程2条）、会長、副会長及び顧問からなる役員並びに委員をもって構成される（同規程3条、4条）。会長は、学長とし、保体審を総理するものとされている（同規程5条）。顧問のうち1名は理事長が就くこととされている（同規程7条1項①）。

他方、保体審の事務執行部門として事務局（以下、日本大学での呼称である「体育局」という。）が置かれ（同規程13条1項、2項）、体育局には、事務局長（所管業務の統括）（保健体育事務局規程2条1項、2項）、事務局次長（事務局長の補佐）（同事務局規程3条1項、2項）、事務長（事務局長及び事務局次長の監督の下で所管業務を管掌）（同事務局規程4条1項、2項）がそれぞれ置かれている。また、体育局には、事務課及び指導課が置かれ、それぞれ課長、課長補佐及び主任が置かれている（同事務局規程5条1項、2項、6条1項、2項、7条1項、2項）。

内田氏は、昭和57年4月、体育局に配置され、以降、一貫して体育局に所属し、主任、課長補佐、課長、事務長、事務局次長を経て、平成22年10月、事務局長に任じられ、本年6月10日付けで職を解かれるまで、同職に就いていた。

---

<sup>4</sup> 同規程は、主には災害やテロ等のクライシスを想定したものと思われるが、本件事案の社会的影響の大きさに照らせば、危機事象そのもの（同規程2条④、⑤）あるいは少なくともそれと同視すべきであったと言える。

## (2) 競技部の位置付け、部長・監督・コーチの選任

保体審にはアメフト部等の競技部が置かれる（日本大学保健体育審議会部長、副部長、監督及びコーチ等に関する内規2条）。競技部には部長が置かれ（同内規3条1項）、部長は、理事長、学長、副学長、常務理事、学部長等の中から、会長の指名により委嘱され（同条3項）、会長の命を受け、当該競技部を統括するとともに、審議会の趣旨に従って、競技部の健全な発展に寄与するものとされている（同条6項）。

各競技部には、監督が置かれ（同内規5条1項）、日本大学教職員又は学外に本務のある者で、一定の基準（原則日本大学を卒業した者、優れた競技歴・指導力を有する者、満70歳未満）に該当する者のうちから、部長が推薦し、会長の承認を得て、委嘱される（同条2項）。コーチについても、監督の場合と同様であるが、コーチの場合は、基準のうちの年齢制限が満65歳未満である点と、会長の承認の前提として部長と監督の協議を経て部長による推薦が必要とされる点が異なっている（同内規6条1項、2項）。

本件当時の日大アメフト部の部長は、加藤直人氏（副学長）（以下「加藤氏」という。）、同部監督は、内田氏がそれぞれ務めていた。

## 4 日大アメフト部の体制、指導状況等

中間報告書第2の2記載のとおりである。

## 5 日大アメフト部の実績や最近におけるチーム事情等

日大アメフト部は、昭和15年、東京学生リーグ（当時）に加盟以来、本年まで79年間の歴史を有し、その間、関東学生リーグ優勝合計49回、甲子園ボウル優勝21回、日本選手権（通称ライスボウル）優勝4回を誇る、大学アメフト界きっての名門チームであり、特に、篠竹幹夫監督が率いていた当時の昭和63年から平成2年まで甲子園ボウル及びライスボウル3連覇を果たした。しかし、平成13年に関東学生リーグで前年の1位から6位に転落して以降、往時の戦績を上げられず、内田氏が監督に就任した平成15年からも、関東学生リーグではある程度の好成績を収めるものの、長らく甲子園ボウルでは優勝できなかった。内田氏が監督に復帰した平成29年の甲子園ボウルでの優勝は、平成2年以来のことであった。

## 第5 本件事案の事実関係の概要

本件事案は、A選手が、本件試合に至る練習等の過程で、内田氏や井上氏から精神的に過酷な指導を受ける中で、両氏からルールを逸脱した危険なタックルの指示を受け、これに従わなければ当時置かれていた苦しい状況を打破することはできないとの精神的重圧に抗しきれず、本件試合においてこれを実行し、B選手に対し、右膝軟骨

損傷、腰部打撲等の傷害を負わせたというものである（詳細は中間報告書記載のとおり）。

## 第6 本件事案を招いた背景・原因について

### 1 内田氏の独裁体制下での、日大アメフト部の指導方針・内容について

#### (1) 指導方針において学生スポーツ本来の在り方が失われていたこと

学生スポーツの在り方については、多様な意見があり得るが、少なくとも日本大学においては、前記のとおり、保体審所属の競技部の活動は、保体審の目的が「保健体育を通じ、心身ともに健全な学生を育成すること」（同審議会規程2条）とされていることから明らかなとおり、学生に対する教育の一環であり（保体審の会長を教学に関する事項を統括する学長としているのはその現れと見られる。）、当然のことながら、そこにおいてはフェアプレー及びアスリート（学生）ファーストの精神が貫かれるべきものである。学生が日々練習等において鍛錬を重ねるのは、勝利を目指してのことではあるが、最も重要なことは「勝利」そのものではなく、勝利を目指す「過程」にある。フェアプレーの精神に則り勝利を目指す学生の姿こそ価値あるものとして評価されなければならない。また、アスリート（学生）ファーストの精神からは、学生を支配するのではなく尊重する姿勢が欠かせないということに加え、学生自身が競技部の運営に主体的に関わるということも導かれる。こうした観点からすれば、ルールに違反し、しかも学生の主体性を無視した、不適正な組織運営（指導）で勝利を求めるような指導者は厳に排除されなければならない。

しかるに、内田氏及び井上氏は、このような本来の学生スポーツの在り方を見失い、自チームの強化・勝利を何よりも優先させ、A選手にルールを逸脱した危険なタックルを指示し実行させたのであって、このような行為は、中間報告書において述べたとおり（第4の(2)ア）、およそスポーツマンシップの片りんも認められないばかりか、A選手の心情・人格を一顧だにせず、対戦相手及びその選手に対するいささかのリスペクトも配慮も持ち合わせない、アメフトという競技に対する冒とくでもある。

こうした誤った考え方が、本件事案を招いた背景・原因としてまず指摘されなければならない。

#### (2) 選手の主体性が考慮されることなく、選手との対等のコミュニケーションの機会もなく、選手に対し一方的に過酷な負担を強いるような指導実態があり、それはパワハラとも評価すべきものであったこと

上記(1)のとおり、日本大学における学生スポーツが教育の一環であるとするれば、

そこにおける主人公はあくまで学生であるべきである。

しかしながら、中間報告書において述べたとおり（第2の2(3)）、日大アメフト部においては、内田氏の独裁体制の下、指導理念は前監督時代とは一変し、練習時間・練習量共に非常に厳しくなったことに加え、選手の自主性、主体性が尊重されることなく、逆に肉体的・精神的に追い込むことにより、チーム力を向上させるとの指導方針が採られるようになった。そのため、普段、内田氏と選手が直接コミュニケーションを取ることはほとんどなく、せいぜいハドルの際に内田氏が一方的に厳しく叱責をする程度で、選手の方から自らの考えや意見を述べる機会は事実上与えられていなかった。また、一時的に特定の選手に対し殊更に厳しい態度を取り、精神的に負荷をかけて追い込むということもあり（チーム内ではこのような状態を指して「ハマる」と呼ばれていた。）、本件事案におけるA選手は、その直前の時期からこのような状態に陥っていたものである。<sup>5</sup>

また、スポーツの現場においても、いわゆるパワハラ問題は妥当すると考えられるところ<sup>6</sup>、本件において、内田氏及び井上氏がA選手を精神的に過度に追い込んだ上、危険タックルを指示して敢行させたことは、監督・コーチという立場の優位性を背景にし、かつ、危険なルール違反を指示するなど明らかに正規の指導の範ちゅうを超えて、A選手に精神的に重大な苦痛を与える行為であって、正にパワハラに該当するものであったといえる。

### (3) 指導陣相互の関係でも自由なコミュニケーションがなかった上、内田氏に迎合するだけで、選手の立場に寄り添うコーチも存在しなかったこと

コーチ陣についても、選手と同様に、内田氏の独裁体制の下、内田氏とは基本的に上命下服の関係にあり、その指導方針等に自らの意見を述べたり、まして異を唱えたりする者は見当たらなかった。A選手に対する過酷な指導状況を認識していた他のコーチもいたが、ヘッドコーチ格の者でさえ、内田氏及び井上氏の問題であって自ら関わるのは得策ではないという考えから見て見ぬふりをしてきた節がうかがえ、指導陣の中にA選手を積極的にサポートしようとする者は存在しなかった。

### (4) 日大アメフト部の部長がその役割を果たしていなかったこと

前記第4の3(2)のとおり、競技部の部長は、本来、当該競技部を統括する立場にあったが、日大アメフト部の部長は、実質的な役割を果たしておらず、上記のような指

<sup>5</sup> 今なお、日大関係者の中には、選手の能力向上のためには時に理不尽な指導も許容されるとの考えを持っている者も見られ、日大におけるスポーツ指導の問題の根の深さが見て取れる。

<sup>6</sup> 厚生労働省の下で作成された「職場のパワーハラスメント防止対策についての検討会報告書」（平成30年3月）によれば、「職場のパワーハラスメント」の概念につき、優越的な関係に基づいて（優位性を背景に）、業務の適正な範囲を超え、身体的若しくは精神的な苦痛を与えること又は職場環境を害する行為とされている。

導方針・内容には無関心であった。

## 2 日大アメフト部の指導體制に対するガバナンスの欠如

前記1のような指導実態を招いた大きな原因は、日大アメフト部における内田氏の独裁体制ないしその暴走を許した、ガバナンスの欠如・形骸化にあると思われる。

### (1) 保体審に関する問題点

#### ア 保体審の形骸化、体育局主導の事務運営という実態が日大アメフト部における内田氏の独裁体制を可能としていたこと

体育局は、本来、保体審の事務執行部門であり、保体審の下にある組織であるが、日本大学においては、保体審は形骸化し、体育局ひいてはその責任者である事務局長が実権を掌握し、その意のままに運営がされるという実態があった。体育局ラインの最終決裁権者は副学長であったが、その決裁制度も事実上機能していなかった。

すなわち、本件当時、この事務局長の職には、人事担当の常務理事であり（体育局を含め日大の職員の人事権を掌握）、常務理事として保体審会長の大塚学長より事実上格上の力関係にあった内田氏が就き、そのことが保体審の形骸化をもたらしていたといえる。そして、その内田氏が同時に保体審の下位組織である日大アメフト部の監督にも就任していたのであって、このことはコントロールすべき立場にある者とコントロールされる立場の者が同一という、およそガバナンスが作用する余地のない制御不能の状態にあったことを意味し、本件事案における最も特徴的な問題点である（特に内田氏が長きにわたる日大職員としてのキャリアを体育局畑一筋に歩んできたことに照らしても、体育局内における内田氏の権限・影響力の大きさを容易にうかがうことができる。）。

このように、人事担当の常務理事であり、かつ体育局の枢要ポストを歴任していた内田氏が日大アメフト部の上位にある保体審を事実上牛耳る立場にあったことが、日大アメフト部における内田氏の独裁体制を許してしまうことにつながったものといえる。

#### イ 指導者の選解任等の仕組みに関する問題点

上記アの実態を前提とすれば、およそいかなる仕組みを設けたとしても、日大アメフト部に対するガバナンスが機能する余地はなかったともいえるが、保体審における指導者の選解任等の仕組みに関しても以下のような問題点が認められる。



#### (ア) 指導者の選任に関する問題点

監督及びコーチの委嘱権限は保体審にあり（その前提として学長の承認が必要とされている。）、一応の委嘱基準は定められているものの、その内容は抽象的であって、基準の該当性判断の公正性・客観性も担保されておらず、選考手続も透明性に欠け、およそ指導者としての資質・適性を確保するものとはなっていなかった。

本件において、委嘱元である保体審を事実上支配していた内田氏が自らに監督を委嘱するという、明らかな利益相反状態をもたらしていたことは、上記のような制度の不備を端的に物語っている。

#### (イ) 指導者に対するモニタリング等の欠如

また、保体審には、上記委嘱権限から派生するものとして、仮に監督やコーチの指導方針・内容に問題があった場合には、必要に応じ、問題点の改善を促し、改善が見られないときは、これを解嘱すべき権限と義務があると考えられる。しかしながら、保体審には、そうした監督等の指導上の問題をチェックし、あるいは問題が認められた場合に講じるべき措置やその手続に関する具体的な仕組みが設けられていなかった。

### (2) 学長の職責に関する問題点

学長は、前記第4の3(1)のとおり、教学に関する事項の統括者として、かつ保体審の会長として、本来、保体審の適正な運営を確保する権限と義務を有していたにもかかわらず、体育局ないし内田氏による独裁体制を放置し、その結果として、保体審が果たすべき日大アメフト部に対するカバナンスの機能不全を招来してしまった。

### (3) 学校法人の理事会ないし理事長の職責に関する問題点

保体審ないしその所属下にある各競技部（以下「保体審等」ともいう。）の運営については、日大においては教学に関する事項<sup>7</sup>としては学長に委ねられていたものであるが、保体審が日本大学の一組織である以上、理事会及び理事長は、その権限と責任に基づき、保体審等の適正運営に責任を負うべきことは当然である。

学長の教学に関する権限と学校法人の理事会及び理事長の権限との関係については、一義的には教学に関する事項を学長に委ねることとなるが、当該事項に関し、学校法人として必要と考える事項や看過できない状況が生じた場合には、学校法人としての意思決定を理事会において行い、学長をしてその任務に当たらせることとなる（学長としては理事会の意思決定に基づいて当該任務を行う。）（前掲松坂 239

<sup>7</sup> 「教学に関する事項」（寄附行為 17 条 1 項）は学校教育法の「校務」（同法 92 条 3 項）と同義である。

～241頁参照)。

本件において、保体審の日大アメフト部に対するガバナンスが機能不全を起こしていたことは、日本大学が、「スポーツ日大」と銘打って34にも上る多数の競技部を擁し、「保健体育審議会推薦入学試験制度」を設け、全国から多くの優秀なアスリートを集めて各競技活動を熱心に推し進め、重要な経営資源にもなっていたこと、日大アメフト部は其中でも伝統ある有力競技部であり、かつ枢要ポストである常務理事（人事担当）を務めていた内田氏が監督に就いていたことからすれば、全学的にも看過できない由々しき問題であって、保体審の会長である学長任せにしておけば足りるような性質のものではなかったはずである。理事会ないし理事長として、保体審の形骸化、さらには日大アメフト部に対するガバナンスの機能不全を招くような人事を容認していたことそのものが、まずもって問題視されなければならない。

## 第7 日大による事後対応上の問題点について

### 1 日大による事後対応をめぐる事実関係の概要

本件事案発生後の事実経過の詳細は以下のとおりである。

日付	内容
5月6日	本件事案が発生。
5月6日～	本件試合当日から、インターネット上に試合映像がアップされ、以後、インターネット上を中心に「反則タックル」として非難の声が高まる。
5月8日	内田氏、井上氏等が日大アメフト部クラブハウスのコーチ部屋でA選手と面談。A選手が内田氏に対し、アメフトをやりたくない旨言ったところ、内田氏が「 <u>お前の罰はあのと時、罰退になっているから、お前の処罰は終わっているからいい。世間は監督を叩きたいだけで、お前じゃない。気にするな。</u> 」などと発言。
5月9日	関東学連が規律委員会を設置。
5月10日	・関東学連がA選手の対外試合出場禁止、内田氏に対する嚴重注意処分を発表。 ・関学大アメフト部が日大アメフト部に対し説明と謝罪を求める書面を送付。 ・日大がアメフト部の公式サイトに謝罪文を掲載。
5月11日	・内田氏、井上氏、A選手とその両親が日大本部の内田氏の部屋で面談。A選手の父親がB選手側に謝罪したい旨申し出たが、内田氏が「今は止めてほしい。」と答える。また、A選手の父親が「監督、コーチが指示し、選手はこれに従っただけである」という内容の公表を求め、その旨のメモを渡したが、内田氏はこれを

	<p>拒絶した。さらに、<u>A 選手の父親が、上記規律委員会で思いの丈を全て話してもいいかと確認したところ、内田氏は「それは困る。」旨答える。</u></p> <p>・井上氏が関学大に謝罪のための訪問を申し入れたが、関学大はこれを拒否。井上氏は A 選手に対し、このことを伝えたが、夜になってから、再度「謝りに行く。息子さんを行かせてください。」と連絡。</p>
5月12日	<p>・井上氏が、事前のアポイントがないまま、A 選手と共に関学大を訪問したが、面会を拒絶される。</p> <p>・関学大が第 1 回記者会見を開催。</p>
5月14日	<p>・井上氏が、内田氏の指示で、A 選手やその父親を日本大学の三軒茶屋キャンパスに呼び出し、同所において、<u>当時理事を務めていた井ノ口忠男氏（以下「井ノ口氏」という。）が「本件タックルが故意に行われたものだとすればバッシングを受けることになる。」旨言って、暗に内田氏らの関与がなかったかのように説明することを求め、さらに、「(同意してくれれば) 私が、大学はもちろん、一生面倒を見る。ただ、そうでなかったときには、日大が総力を挙げて、潰しに行く。」旨言い、口封じを図った。</u></p> <p>・上記規律委員会が A 選手とその父親から事情を聴取。</p> <p>・スポーツ庁の鈴木大地長官が定例記者会見で本件危険タックルを強く非難。</p> <p>・法政大学、東京大学、立教大学の各アメフト部が春の日大アメフト部との対戦中止を発表。</p>
5月15日	<p>・日大アメフト部が関学大アメフト部に対し上記書面に対する回答書を持参。同回答書において、謝罪の意思を表明する一方で、<u>今回の問題の本質が指導者による指導と選手の受け取り方に乖離が起きていた点にあること、内田氏の試合後のマスコミに対する反則行為を容認するかのようなコメントは本意ではなく撤回すること、内田氏の試合後のミーティングでの選手に対する発言も、選手全員に「厳しさ」を求め、士気を上げるために行ったもので、関学大の選手を負傷させる意図は全くなかったことなどを説明。</u></p> <p>・公益社団法人日本アメリカンフットボール協会国吉誠会長がスポーツ庁を訪ね、本件について報告。</p>
5月16日	<p>・日大が市ヶ谷の日大本部においてコーチ、アメフト部部員数名から事情を聴取（A 選手及びその父親も呼出しを受けていたが、上記のような口封じを受けていたため、応じなかった。）。この直前、<u>日大職員が、上記部員数名に対し、内田氏の指示については話さないよう求めた。</u></p> <p>・同日以降、日大への苦情が増加（7月下旬の時点で、電話で約 1150 件、メールで約 3000 件の苦情が寄せられている。）。</p>
5月17日	<p>・産経新聞が本件事案について社説で言及。</p> <p>・日大が A 選手に対し聴き取り調査を実施しようとしたが、A 選手の父親と弁護</p>

	<p>士が応対し、A選手自身は欠席。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・関学大が第2回記者会見を開催し、日大アメフト部からの上記回答書は誠意ある回答とは判断しかねる旨コメント。</li> <li>・関学大アメフト部が日大アメフト部に対し上記回答書に対する書面を送付。同書面において、B選手及びその保護者への直接謝罪と本件に関する具体的な事実、経緯について調査して説明をすることを要求。</li> <li>・関学大に対し、加藤氏及び内田氏による謝罪申入れの連絡。</li> </ul>
5月18日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・産経新聞、東京新聞が朝刊一面で本件事案に関する記事を掲載。</li> <li>・毎日新聞、東京新聞が本件事案について社説で言及。</li> <li>・A選手及びその両親がB選手及びその両親に直接謝罪。</li> <li>・日大が学部長会議を開催し（大塚学長、田中理事長のほか内田氏も出席）、その際、加藤氏から、「部としては、現在原因を調査し、あわせて今後の対応について真摯に検討させていただいているところである。」などの説明があり、大塚学長からは、「現在、問題解決に向け、関西学院大学と、部と部としての話し合いを進めているところである。」などとの説明。</li> <li>・日大が理事会を開催し、決算等について審議した。その際、<u>田中理事長から、本件事案について、「まだ何も解決しておらず、解決に向けてはこれからであるので、各理事においては十分気をつけて対応していただくよう御願いたい。」旨の発言。</u></li> <li>・他大学のアメフト部も日大アメフト部との対戦中止を発表。これにより日大アメフト部の春の全試合が中止に追い込まれた。</li> </ul>
5月19日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・朝日新聞、讀賣新聞が本件事案について社説で言及。</li> <li>・内田氏らが関学大側に直接謝罪するとともに辞意を表明（謝罪については、事前に田中理事長、大塚学長の了解を得ていた。）。</li> <li>・日大が内田氏の監督辞任届を受理。</li> </ul>
5月20日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・朝日新聞、讀賣新聞、産経新聞、東京新聞が朝刊一面で本件事案に関する記事を掲載。</li> <li>・前記規律委員会がA選手及びその父親から再度事情を聴取。</li> </ul>
5月21日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日大がA選手から事情を聴取（A選手の両親及び弁護士が同席）。</li> <li>・日大アメフト部が田中理事長、大塚学長の了承を得て代理人弁護士を選任。同弁護士が内田氏から事情を聴取。</li> <li>・B選手側が大阪府警に被害届を提出（受理）。B選手の父親が記者会見を開催。</li> <li>・<u>日大として、田中理事長及び大塚学長の承認を得て、第三者委員会の設置や同委員会による調査の実施を方針として決定。</u></li> <li>・関東大学リーグ1部の監督会が共同宣言を発表。</li> </ul>
5月22日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・林芳正文部科学大臣が、閣議後記者会見で、本件事案に関し、「看過できない非</li> </ul>

	<p>常に危険な行為と認識している。早期の問題解決を望んでいる」旨発言。</p> <p>評議員会において、大塚学長から、「関西学院大学アメリカンフットボール部との間で文書によるやり取りとする対応をしてきたが、その後すぐに関西学院大学アメフト部から記者会見を通して意向が公表されたため、本学の対応が遅れた状況になっている。5月24日付けで対応等を集約した文書を関西学院大学アメフト部へ送る予定であるが、相手側からの回答はおそらくまた記者会見という形でまた明らかにされると考えている。本日又は明日中に、本学アメフト部の当該学生の記者会見、関西学院大学アメフト部への文書の送付があり、また関東学生フットボール連盟の委員会による調査も今月中にまとめられるということである。」などと説明があり、加藤氏からは、「部としては、現在、慎重かつ鋭意に調査を行い、今後の対応についても検討を進めている。この件に関して御質問等があると思うが、現在、慎重に調査を進め、各方面においてもこの件について調査が進められている。従って、まだお答えできる段階ではなく」などの説明があった。これに対し、1名の評議員から、「今、現在、大学はマスメディアからの非難を受けている。このような状況を2週間近くも放置していたことについて疑問を感じている。早く第三者評価を進めるためにも、検討委員会等により是正措置を早急に行うべきである。この件については全国の校友からも怒りの声を聴いている。学生にとっても、入学、卒業、その後の就職等において様々な影響を受けることになるので早く止めてもらいたい。また、<u>常務理事でもある監督から、この件はアメリカンフットボール部だけの問題であり、他は関係ないとの発言が出たことは問題である。</u>このことについて皆が怒っており、こういう姿勢では事態は収まらないと料する。相手側から被害届が出されたようであり、今後警察による捜査等が進むことになると思うが、その前に大学としてどういう方針で対応するかを明確にすべきである。早急に事態の收拾を図っていただき、正常の教育ができるような環境作りをしていただきたい。」旨の発言。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>A選手が日本記者クラブで記者会見を開き、本件反則が内田氏及び井上氏による指示に基づくものであったことなどを説明。</u></li> <li>・ 日大アメフト部代理人弁護士が井上氏やアメフト部部員から事情を聴取。</li> <li>・ 産経新聞が本件事案について社説で言及。</li> </ul>
5月23日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 朝日新聞、讀賣新聞、毎日新聞、産経新聞、東京新聞が朝刊一面で本件事案に関する記事を掲載。</li> <li>・ 産経新聞が本件事案について社説で言及。</li> <li>・ <u>日大が田中理事長、大塚学長の了承を得て、日大講堂で記者会見を開催。内田氏と井上氏がこれに出席し、A選手の説明とは異なる説明（内田氏は反則行為の指示を否定し、ルールを逸脱するという考えはない旨説明し、井上氏は「潰してこい」などの発言は認めたが、相手選手を負傷させる目的はなかった旨説明）。</u></li> </ul>

5月24日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・朝日新聞、讀賣新聞、産経新聞、東京新聞が朝刊一面で本件事案に関する記事を掲載。</li> <li>・日本経済新聞が本件事案について社説で言及。</li> <li>・日本大学がスポーツ庁に調査結果を報告。</li> <li>・日大アメフト部が関学大アメフト部に対し上記書面に対する再回答書を送付。再回答書において、関学大側から求められていた調査結果を説明したところ、<u>その内容は、内田氏による直接の指示はなかったこと、井上氏の「QBを潰せ」との指示は相手選手に怪我をさせろという意味ではなかったこと、精神的に追い詰められたA選手の思い込みが反則行為の原因であること</u>などであった（なお、部としてA選手からの聴取が実施できていない旨も記載されている。）。</li> <li>・日大アメフト部父母会が記者会見。</li> <li>・関東学連の1部リーグ監督会が日大アメフト部の試合拒否を決定。</li> </ul>
5月25日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前記林大臣が、閣議後記者会見で、本件事案に関し、「ガバナンスの発揮の観点からも、設置者として、理事会において責任を持って対応していただく必要がある。速やかに事実の解明・究明が行われることを強く望む。」旨発言。</li> <li>・大塚学長が田中理事長の了解を得て記者会見を開催。</li> <li>・朝日新聞、讀賣新聞、毎日新聞が本件事案について社説で言及。</li> </ul>
5月26日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・讀賣新聞が朝刊一面で本件事案に関する記事を掲載。</li> <li>・関学大が第3回記者会見を開催。</li> </ul>
5月27日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・讀賣新聞が朝刊一面で本件事案に関する記事を掲載。</li> <li>・産経新聞が本件事案について社説で言及。</li> <li>・日大アメフト部の父母会が開催。加藤氏が謝罪。</li> <li>・関学大アメフト部が日大アメフト部に対し上記再回答書に対する書面を送付。同書面において、今後、日大アメフト部との定期戦は十分な信頼関係を取り戻すまで中止することを通知（上記再回答書における説明がA選手に対する聴取を欠いたものであることや記者会見での内田氏及び井上氏の説明が不合理であることなどを指摘）。</li> </ul>
5月28日	<p>日大が内田氏及び井上氏に対し就業規則に基づき自宅待機を命じる（理事長、学長が承認）。</p>
5月29日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関東学連が記者会見して調査結果等を公表（内田氏、井上氏の反則指示を認定）。</li> <li>・日大が常務理事会を開催し、<u>第三者委員会の設置を正式に決定</u>。大塚学長から、「当初は、競技上の問題であり、部と部の間で解決できると認識していた。それが指導者に対する批判へと問題点が変化してきた。そのため対応が遅れることになってしまった」、「世の中の動きが、大学の対応を問題視するようになってきており、他の団体へも影響しかねない事案となってきている。文部科学省からも対応を求められることとなれば、大学として対応していくことになる。いずれにせ</li> </ul>

	<p>よ、本日の同連盟からの処分内容に基づき対応していかなければならない。大学としては第三者委員会を設置し、事実確認、真相究明等を進めていくが、他の団体に対しては保健体育審議会として対応しなければならないと考えている」といった発言があった。また、<u>田中理事長からは、「課外活動の一環で起きており、競技中の問題は部と部で話し合うものであると思料する。それが、ここまで大きな問題となることは想像できなかった。日に日に問題の焦点が変わってきており、大学の対応が問題視されることとなってしまった。」</u>との発言があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日大アメフト部選手一同が声明文を公表。</li> </ul>
5月30日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・朝日新聞、讀賣新聞、毎日新聞、産経新聞、東京新聞が朝刊一面で本件事案に関する記事を掲載。</li> <li>・毎日新聞が本件事案について社説で言及。</li> <li>・大塚学長が関東学連の裁定を真摯に受け止める旨の声明文を公表。</li> <li>・内田氏が俣日大事業部の取締役を辞任。また、常務理事及び理事の辞任届を提出。</li> </ul>
5月31日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・讀賣新聞、産経新聞が本件事案について社説で言及。</li> <li>・<u>当委員会が発足。</u></li> <li>・B選手側とA選手の示談が成立。</li> <li>・B選手側が警視庁立川警察署に内田氏及び井上氏を被告訴人とする告訴状（傷害）を提出（受理）。</li> </ul>
6月1日	<p>・日大が理事会を開催し、内田氏からの上記辞任届を承認。加藤氏から、本件事案発生後の経緯と今後の対応について説明があった（なお、学生から十分に意見を聞く機会、父母からの意見を聞く機会を設けることについても言及があった。）。また、<u>大塚学長からは、「当初の文書では部と部の対応として進めていたが、SNS等における急速な拡散によって今回の問題が大きくなり、大学としての対応を問うものに問題が変わってきた。これまでであれば、競技上の問題であるため、当該競技に係る連盟からの結論をもって対応することが通常であった。しかしながら、このような状況に至ってからの本格的な対応となり、対応が遅れてしまった。特に記者会見であるが、当初は文書による対応を考えていたのに対し、関西学院大学アメフト部側がすぐに会見を行ったため、さらなる遅れをとってしまった。」</u>などの発言があった。また、<u>田中理事長からは、内田氏の辞任の件に絡んで、「今回の事案については、一連の対応が遅れ、皆様に大変ご迷惑。ご心配をお掛けし心から謝罪を申し上げる。（中略）私としては経営側の立場であり、今回の対応は教学の責任者である学長にお願いをしている。ただし、最終的には私からの説明が必要であると考えている。今すぐではないが、本件事案が解決した際には改めて謝罪するつもりでいる。現時点で私が説明することは、逆に混乱を招く可能性もあるということをお断りしたい。」</u>旨の発言があった。</p>

	・大塚学長が文部科学省に対し第三者委員会の設置と内田氏の常務理事及び理事の辞任を報告。
6月5日	前記林大臣が、閣議後記者会見で、「これまで日本大学の対外的な説明ぶりからは、法人の問題としての認識が十分に示されているとはいえないという印象を受けております。」、(日大の対応について)「必ずしも社会の理解を得られていない」旨発言し、理事会が責任を持って対応する必要があるという考えを示す。
6月11日	日大が内田氏を本部付職員とする。
6月12日	日大が常務理事会を開催し、「競技部のガバナンス及び競技部内紛争処理検討委員会」の設置を承認。
6月14日	日大が公式サイトで「本学アメリカンフットボール部問題に関する取り組みについて」と題し、「保健体育審議会」のガバナンス体制を見直し、相談体制及び問題の早期解決を図る監査体制を構築するための検討委員会(上記委員会)を設置する旨を公表。
6月19日	日大が公式サイトで日大アメフト部の監督・コーチの公募を開始。
6月28日	上記公募の締め切り。
6月29日	<u>第三者委員会が中間報告書を日大に提出するとともに発表</u> 。日大はこれを受領し、公式サイトで公表。
7月4日	井ノ口氏が理事を辞任。
7月5日	日大が「日本大学保健体育審議会アメリカンフットボール部監督・コーチ指導者選考委員会」を設置(外部有識者7名の構成)。
7月10日	上記「競技部のガバナンス及び競技部内紛争処理検討委員会」が中間答申。
7月17日	・上記選考委員会が監督候補者1名を選考し、関東学連に報告。 ・日大アメフト部が関東学連に対し「チーム改善報告書」を提出。
7月23日	日大アメフト部が関東学連に対し「チーム改善報告書(追加)」を提出。
7月26日	上記選考委員会がコーチ監督候補者1名を選考し、関東学連に報告。

## 2 事後対応上の問題点

1 記載の事実経過のうち事後対応に関するポイントは以下のとおりである。

### ● 本件事案が社会問題化していった経緯

すなわち、本件試合の当日である本年5月6日以降、インターネット上で当該試合映像が公開され、本件事案における反則行為の悪質性や内田氏がこれを容認する姿勢を示していたこと等から、インターネット上を中心に非難の声が徐々に高まる中で、関東学連が、同月9日、規律委員会を設置し、翌10日にA選手の対外試合



出場を禁止するとともに内田氏に対する厳重注意処分を発表し、関学大アメフト部も、日大アメフト部に対し説明と謝罪を求める書面を送付し、同月 12 日には記者会見を開き日大アメフト部の対応に不満を述べ、同月 14 日にはスポーツ庁長官によるコメントに加え、複数の他大学アメフト部が春の日大アメフト部との対戦中止を発表するなどしたことから、マスコミ等でも大きく報道されようになり、同月 16 日以降は日大への苦情も目に見えて増加した。そして、翌 17 日には関学大が 2 回目の記者会見を開いて日大アメフト部からの 5 月 15 日付け回答書は誠意があるものとは言えない旨コメントし、同日以降に一般紙により社説で取り上げられ、さらに、翌 18 日、上記以外の他大学アメフト部も日大アメフト部との対戦中止を発表し、同部の春の全試合が中止に追い込まれるに至るなど、事態は深刻化の一途をたどり、世間では日大のブランドイメージを大きく低下させる重大な不祥事と認識される情勢となっていた。

日大としては、本来、遅くとも同月第三週の段階で、本件事案を全学的に対応すべき「危機事象」（前記危機管理規程 2 条④、⑤）と捉え、迅速に適切な措置を講じるべきであったが、基本的には競技部対競技部の個別交渉に任せたままにしていた。

#### ● 井ノ口氏らによる口封じ工作、日大アメフト部から関学大アメフト部に対する第一回目の回答等

他方、同月 11 日、内田氏及び井上氏において、A 選手及びその両親と面談し、その際、父親から、B 選手側への謝罪と本件反則行為が内田氏及び井上氏の指示によるものであったことの公表等を申し出たが、内田氏は、これらをことごとく拒否し、同月 14 日には、前記のとおり、井ノ口氏において、A 選手及びその父親に対する口封じに及んだものである。この点に関し、内田氏が A 選手及びその父親の呼出しを井上氏に命じていることからすれば、内田氏が上記口封じについて井ノ口氏と相談していた疑いも否定できない。

そして、同月 15 日、日大アメフト部において、関学大アメフト部に対し、上記書面に対する回答書を持参したが、その回答書において、「弊部としましては…意図的な乱暴行為を行うこと等を選手へ教えることは全くございません。弊部の指導方針は、ルールに基づいた『厳しさ』を求めるものではありませんが、今回、指導者による指導と選手の受け取り方に乖離が起きていたことが問題の本質と認識しており」などと述べ、未だ事実調査が途上の段階にあったにもかかわらず、早々に、内田氏ら指導陣による反則指示を否定した。この点に関し、そもそも、内田氏の本件試合後のコメントは A 選手に対する反則指示を示唆するものであった上、日大アメフト部の相当数の部員の間でも A 選手の反則行為が指導陣の指示によるものであったことが共通認識になっていたこと（部員らからの聴き取りを実施すれば容易に判明したことである。）等に照らせば、上記回答は、当時の状況に照らしても、極め

てずさんで不適切な内容であったというほかはない。結局、上記のような内田氏の A 選手及びその父親に対する言動や井ノ口氏による口封じ工作と併せ考えれば、日大アメフト部としての当時の対応には、事実を隠ぺいし、指導陣の保身のみを優先させ、問題を A 選手自身の認識にすり替えようという姿勢さえうかがわれる。

### ● 日大としての初動対応等

学校法人としての正式な動きは、同月 16 日の日大アメフト部部員数名からの聴き取り調査が初めてのことであり（前記 1 のとおり、この調査の直前にも日大職員による口封じ工作が行われていた。）、翌 17 日の A 選手の父親及びその弁護士との面談では、日大関係者が、上記のような井ノ口氏による口封じの事実を確認したものの、その時点で、特段の措置を講じることもなかった。本来、このような口封じは適正な事実調査の妨げとなる重大な不正行為であり、井ノ口氏の不正な動きを止めさせるために必要な対応を早急にする必要があったのであるが、適切な対応はなされず、事態は放置された。

他方、常務理事であった内田氏においても、本件事案の当事者として、上記のような本件試合後の一連の事実経過を実質上の上司である田中理事長に随時必要な報告をするのが通常と思われる。内田氏本人はこれを否定しているが、仮に理事長に対し適時の報告がなされていなかったとしても、事態が深刻化していく中で、田中理事長において、常務理事でもある内田氏あるいは事態の收拾に当たっていた担当者へ直接相応の説明を求めてしかるべきであるところ、それをもしていなかったとすれば、誠実に自己の任務を遂行していたとは言い難い。

同月 18 日の学部長会（田中理事長や内田氏も出席）では、加藤氏や大塚学長から、競技部同士の問題解決を図っている旨の報告があっただけで、質疑応答の形跡はなく、同日の理事会においても、この問題についての議論はなく、田中理事長から、未解決の問題であるので各理事において対応に留意されたい旨のコメントがされるにとどまった。

また、同月 19 日には、内田氏が関学大側に直接謝罪するとともに監督を辞任することで事態の收拾を図ろうとしたものの<sup>9</sup>、本件試合後、約 2 週間も経過する中で、学校法人として正式な対応をしようとする日大の姿勢等に対し社会の批判は強まる一方であった。なお、当時、マスコミからの取材を受けた田中理事長は、本件事案がアメフト部だけの問題であり、自らは一切関知しない旨の無責任な返事を繰り返すのみであった。

<sup>9</sup> 内田氏は、関学大への謝罪後、大阪空港の報道陣に対し、「全て私の責任。弁解もいたしません。」などとコメントしていたが、実際には、その後も、A 選手に対する反則指示を否定し、責任回避に終始する言動を繰り返していたものである。

### ● 第三者委員会設置方針の決定等

同月 21 日に至り、弁護士に依頼してようやく正式な事実調査（関係者からのヒアリング）を開始するとともに、B 選手側から大阪府警に被害届が提出されたこと等を踏まえ、第三者委員会の設置の方針を決定した。しかしながら、翌 22 日の常務理事会において、第三者委員会の設置について特段議論された形跡は見当たらない。なお、同日、この常務理事会の後に開催された評議員会において、評議員の 1 名が、既に事態が全学的な問題に発展していたにもかかわらず、本件事案が日大アメフト部だけの問題であり、他には関係しないとする内田氏の発言内容を取り上げ、こういう姿勢では事態は収まらない旨強い調子で苦言を呈したが、これに対し特に応答もなされなかった。このことは、第三者委員会の設置は決めたものの、依然として、理事長等においても、内田氏と同様に、本件事案を個別競技部の問題として認識していたことの証左といえる。

### ● A 選手の記者会見、内田氏及び井上氏の記者会見、日大アメフト部の関学大アメフト部に対する再回答等

他方、同日、A 選手が独自に記者会見を開き、本件反則行為が内田氏及び井上氏の指示に基づくものであったことなど、詳細な説明をしたことがマスコミで大きく取り上げられ、取り分け、堂々と公開の場に姿を見せて詳細な事実関係を明らかにして真摯な反省の態度を見せた A 選手には多くの同情が集まることとなった。この A 選手の会見を受け、翌 23 日、急きよ、日大が主催して日本大学講堂において内田氏及び井上氏の記者会見を開き（田中理事長及び大塚学長も事前了承していた。）、A 選手に反則ないし怪我をさせることを指示したことはなく、基本的には A 選手との認識の齟齬があったという、A 選手とは異なる説明に終始し、会見自体の進行が記者の不評を買ったこともあいまって、社会からの反発は一層強まっていった。このように日大主催による記者会見において内田氏及び井上氏らに弁解を許せば、当然のことながら、その内容が日大の見解であると世間に受け取られることになるのであって、当時、日大が弁護士に依頼して事実調査を行った結果でも、A 選手と内田氏及び井上氏の説明は対立する状況にあり、事実の確定までは困難であるとされていたことや、前記のとおり真相究明等のための第三者委員会の設置を決めていたことなどからすれば、この記者会見も事後対応として極めて不適切であった。加えて、同月 24 日の日大アメフト部からの関学大アメフト部への再回答書においても、内田氏による直接の指示はなかったこと、井上氏の「QB を潰せ」との指示は相手選手に怪我をさせろという意味ではなかったこと、精神的に追い詰められた A 選手の思い込みが反則行為の原因であることなど、内田氏及び井上氏による上記記者会見における主張の上塗りをするような内容を回答したことは、極めて不適切であった。

同月 25 日には大塚学長が記者会見を開いたものの、およそ世論を納得させられるには至らなかった。

なお、以上のような、本件事案発生後の事実経過について、日大の業務監査等を職務とする監事に対し適時適切な報告がなされていた形跡は見当たらない（監事が何か具体的な行動を起こしていた事実もうかがわれない。）。

#### ● 関東学連の規律委員会による調査結果の公表、当委員会の設置等

その後、同月 29 日、関東学連が規律委員会による調査結果を発表し、内田氏及び井上氏の指示の存在を認定し、両氏の同連盟からの除名処分等が決定される一方、日大の常務理事会において、ようやく第三者委員会の設置が正式に決定されるに至った。その席上、大塚学長から、「部と部の間で解決できると認識していたため対応が遅れることとなった。」、「世の中の動きが大学の対応を問題視するようになってきており、他の団体へも影響しかねない事案となってきている。」、田中理事長からは、「課外活動の一環で起きており、競技中の問題は部と部で話し合うものであると考えていたが、ここまで大きな問題となることは想像できなかった。日に日に問題の焦点が変わってきており、大学の対応が問題視されることとなってしまった。」旨、ここに至って初めて、自らの認識が甘かったことを自認する発言がなされた。

同月 31 日、当委員会が設置されるに至ったが、その一方、日大においては、同日、内田氏及び井上氏について B 選手側から傷害罪により警視庁に対し告訴がなされたことを踏まえ、当時、両氏についての刑事告訴に係る弁護士費用の全額を日大が負担する方向での検討がなされていた事実も判明している。この点については、本件反則行為が内田氏及び井上氏の指示に基づくものであれば、理事ないし職員としての任務・職務に対する重大な違反行為に該当することとなり、場合によっては日大として両氏に対する法的責任を追及する必要も生じるのであって、そのような者の弁護士費用を全額日大が負担することは正に背理であり、常識的な発想とは思われない。

以上の事実関係を前提に、本件における日大の事後対応の問題点を整理すると以下のとおりとなる。

#### (1) 適切な事後対応を行う上で必要な責任体制が執られなかったこと

前記のとおり、日大においては危機管理委員会、危機対策本部等の仕組みは一応設けられていたが、本件においてはそれらが有効に機能することはなく（本件の事後対応において危機管理委員会が初めて開催されたのは本年 6 月 19 日であって、危機対策本部が設けられることもなかった。）、事後対応の措置がほとんど後手に回り、日大のレピュテーションダメージを拡大させることとなった。

#### ア 当事者意識が希薄で、適切な基本方針が欠如していたこと

この種の不祥事案に対する事後対応で大切なことは、迅速かつ適切な初動対応を執り、可及的速やかに事実を調査・確認し、説明責任を尽くすことによって、二次的不祥事を防止することである。このような基本的な方針の下、必要な対策をその都度講じていくことで、被害の拡大を防ぎ、信頼の早期回復を図ることができる。

本件においては、当初、日大アメフト部が一競技部の問題として対処していたものの、事態の收拾を図ることができず、そのような場合、本来なら、競技部の上位にある保体審の指導・監督の下に、事後対応に当たるべきところ、前記のとおり形骸化していた保体審にその役割を果たすことを期待することができなかったのだから（仮に、体育局長がアメフト部の監督でなければ、保体審ないし体育局長がアメフト部を指導・監督する立場で冷静に問題に対処でき、事態は別の展開を見せていたかもしれない。）、日大としては、前記のとおり、遅くとも本年5月第三週の段階では、事態の深刻さを認識し、一競技部にとどまらない、全学的に対応すべき問題と捉え、関学大との対応、厳正な事実調査の実施及びその結果に基づく対策、マスコミ対応等の様々な面で、日大本部として深くコミットし、迅速かつ適切に対応すべきであった。しかしながら、田中理事長を始めとする日大幹部には、本件事案はあくまで競技部対競技部の問題であり、対応についてはアメフト部に任せておけば足りるとの意識しかなく、そのことが、対応の遅れや対応の在り方に適切さを欠いた大きな要因であったと認められる。

このように当事者意識と適切な基本方針を欠き傍観的立場のまま、いたずらに時日を経過する間に、日大のレピュテーションを著しく低下させる結果となったものである。

#### イ 方針決定や対応措置の実施に係る責任の所在が不明確であったこと

本件においては、本来、しかるべき担当者、責任者が問題意識を持ち、状況を的確に分析・検討し、理事長や常務理事など決定権限を持つ幹部と協議の上、その指示の下に、適切な対応措置を迅速果断に決定し実行していくべきであったが、上記のとおり当事者意識が希薄であったことに加え、対応方針の決定やそれに基づく措置の実施に関する責任の所在も不明確であったことから、主体的かつ実効的な事後対応を行うことができなかった。

#### (2) 事実調査の適正性の欠如

本件においては、前記1のとおり、当時理事であった井ノ口氏や日大職員によって関係者に対する口封じという重大な隠ぺい工作が行われており、日大による事実

調査の体制等に大きな問題があったことは明らかである。

#### ア 事実調査の基本的姿勢や体制が不適切かつ不十分であったこと

本来、事実調査については、その客観性・公正性を保つ見地から、初動の段階から、当事者の恣意を排除しつつ、利害関係を有しない第三者的立場の者が関係者からの聴き取り調査を始め、多角的に証拠を収集し、その信用性を吟味して客観性ある結論を導くべきものであるが、本件においては、日大アメフト部ないし日大における事実調査はそのような視点を欠き、しかるべき体制もとられていなかったものである。

#### イ 事実調査の方法が厳密・公正さを欠き、不正・不当な介入を許すものであったこと

本件においては、アのような基本が踏まえられていなかったため、井ノ口氏あるいは他の日大職員による口封じ等の隠ぺい工作を招いたものである。本来、聴き取り調査の対象者に対し、当事者ないしその意向を酌んだ者が接触することなどあってはならないことである。前記のとおり、日大アメフト部部員に対する口止め工作は正にその聴取直前に行われたものであって、その実施方法がいかにずさんであったかを物語っている。

#### (3) 対応措置の実施が遅延し、その内容もずさんであったこと

前記のとおり、日大として対応を始めたのは、本件試合後、約10日を経過してからのことであり（日大アメフト部部員に対する聴き取り調査）、その間、当事者である内田氏の意向を反映した日大アメフト部によるずさんで不適切な対応を漫然と放置し、しかも結果として日大職員による不正・不当な介入（口封じ工作）をも許し、それに対する適切な措置も講じていなかったものである。また、第三者委員会の設置方針を決めてからも、記者会見を主催して内田氏及び井上氏の一方的な弁解を世間に喧伝したため、日大に対する一層の信頼低下を招いて、更に傷口を広げる一方で、内田氏及び井上氏に対する刑事告訴に係る弁護士費用を日大が全額負担するという常識外れの発想まで持ち合わせていたことは、はなはだ遺憾といわざるを得ない。

#### (4) 広報の在り方も適切さを欠いていたこと

マスメディアに加えてSNS等のインターネットによる情報化社会では、公表・広報のつまずきが大きなダメージにつながり、社会から激しいバッシングを浴びることが少なくない。本件においては、試合映像が間もなくネット上で公開・拡散されて多くの人の注目を集めるとともに、マスコミ（新聞、テレビ、週刊誌等）の報道も熱を帯びる中で、日大ひいてはそのブランドイメージが悪化の一途をたどって

いったという特徴が見られる。日大においては、そうした社会的傾向にも留意しながら、しっかりと説明責任を果たし、信頼の回復に努めるべく、適切な広報に務めるべきであったが、前記のとおり事後対応における基本的な視点が欠けていたこともあり、広報としての本来の役割が果たされていなかった。本来なら、日大において、事案が深刻化し始めた段階から、関連報道を詳細にリサーチし、迅速かつ丁寧で誠実な対応を積み重ねていれば、ここまで大きな社会問題に発展することはなかったのではないかと思われる。<sup>10</sup>

## 第8 関係者別に見た場合のガバナンスや事後対応における問題点

### 1 日大アメフト部関係

#### (1) 内田氏について

中間報告書記載のとおり、内田氏は、本件試合後間もない段階では、自己の責任を口にしながら、その後は、自己の指示を否定し、A選手の認識に問題があったとする不合理な主張を続けるなど、責任逃れの態度に終始していたものであるが、本件における日大の不誠実な事後対応を招いた直接的な原因は、このような内田氏の態度にあったといえる。また、内田氏が、本件事案の重大性に対する正しい認識を欠き、一競技部の問題として処理しようとしていたことが、結果として、日大としての対応の遅れや不適切な対応につながり、事態をより深刻化させたということもいえる。そのほか、内田氏が、井ノ口氏による口封じ等の隠ぺい工作に何らかの関与をしていた可能性も否定できないことや、前記のとおり常務理事、体育局の事務局長という立場を利用して審議会を支配していたことが本件における不適切な事後対応を招いた背景にあったこと等も由々しき問題であった。

#### (2) 加藤氏について

日大アメフト部の部長として、同部を統括する立場にあったものの、当事者意識に欠け、内田氏の独裁体制を放置し、事後対応においても、適時適切な措置を講じることができなかった。もっとも、常務理事であり、長年、体育局においても絶対的な権力を誇り、審議会を支配していた内田氏との関係で、十分な役割を期待することは困難であったという事情も認められる。

<sup>10</sup> 内田氏及び井上氏における記者会見の進行ぶりに批判が集中したことは象徴的ともいえる。

## 2 保体審関係

### (1) 内田氏について

前記のとおり。

### (2) 大塚学長について

大塚学長は、教学の第一義的責任者として、また、保体審の会長として、日大アメフト部を始め競技部の適正運営において重要な任務を担っていたものであるが、責任感・当事者意識に乏しく、前記のとおり、内田氏による同審議会支配、これにより必然的に生じる日大アメフト部に対するガバナンスの機能不全を放置していた。また、同学長は、事後対応においても、積極的な役割をほとんど果たそうとしなかった。すなわち、同学長は、保体審会長として、内田氏のほしいままの行動に任せることなく、自ら先頭に立って解決に当たることも不可能ではなかったが、実際には、A選手とは全く異なる内田氏らの弁解を放置し、その弁解どおりのアメフト部の回答書の提出、記者会見の容認など、内田氏らの主張に沿った対応を取り続け、A選手には助けの手を差し伸べることはなかったものである。こうした不適切な事後対応が状況を悪化させ、日大に対する信頼低下ないし悪化を招いたといえる。

## 3 田中理事長等について

### (1) 田中理事長

理事長については、学校法人の最高責任者であり、前記第4の1(2)イのとおり他の理事よりも重い責務を負っていたこと、4期10年に及ぶ長きにわたり理事長の職にあることなどから、常任理事や理事の任免、幹部職に関する重要な人事及び配置においても事実上絶大な権限と影響力を有していたことに鑑み、敷衍して述べることにする。

#### ア 内部統制の無効化（ガバナンス不全）を招いたこと

田中理事長は従来から、本件事案の根本的な背景である、人事担当の常務理事である内田氏による体育局の支配、保体審の形骸化、日大アメフト部の独裁体制を可能とする人事を容認していたものであり、この内田氏の独裁体制は、指導方法を含むチーム運営について、選手はもとより、コーチにも批判や反論を全く許さない状況を招来し、本件事案の主な誘因となるとともに、事後対応において日大がA選手側の主張を軽視する傾向にもつながった。



#### イ 適切な危機対応を行わなかったこと

田中理事長は、前記第7の2のとおり、本来、遅くとも同月第三週の段階で、本件事案を全学的に対処すべき「危機事象」と捉え、迅速に適切な措置を講じるべきであったが、競技部任せの「我関せず」の態度を取り続け、およそ当事者意識を欠いたまま、危機対応責任者として、自ら率先して適切な措置を指示することもなかった。特に、本件事案の当事者であり、常務理事の地位にあった内田氏に対し、特段、適切な事後対応を命じることもなく、井ノ口氏の口封じ工作についても適切な措置を講じ得なかった。

その結果、日大として適切な事後対応ができず、むしろ不手際が連続したため、社会からの批判を増幅させ、日大のブランドイメージが大きく損なわれたことは否めない。

#### ウ 学校法人理事長としての説明責任も果たしていないこと

高度の社会的責任を有する学校法人の理事長としては、発端が一競技部に起こった問題であったとはいえ、その後、全学を巻き込んだ大きな不祥事に発展し、日大としての責任ある対応を求められる状況になった以上、自ら十分な説明責任を尽くすべきは当然ともいえる。しかしながら、田中理事長は、今なお公式な場に姿を見せることもなく、自らの見解を明らかにすることもなく、およそ一切の外部発信を行っていない状況にある。田中理事長は、日大の最高位の立場にある者として、自ら、十分な説明責任を果たすべきである。

#### (2) 常務理事

内田氏については前記のとおりであるが、他の常務理事についても、田中理事長を補佐する立場にあった以上、同様の問題を指摘することができる。

#### (3) 井ノ口氏

井ノ口氏については、いやしくも理事の立場にありながら、前記のような口封じ等の隠ぺい工作を行い、本件事案の真相解明を妨害したもので、日大による事後対応において看過し難い問題を引き起こした。

### 第9 本件の影響等

本件事案については、ルールを逸脱した危険なタックルが監督、コーチの指示により行われたという悪質性に加え、不適切な事後対応により、日大に対する社会的信用は著しく低下した。前記第7の1のとおり、一般紙各紙が、本年5月中旬以降、本件事案をニュース記事において大きく取り上げるとともに、社説において日大の対応ぶりを

非難し、テレビ局等も連日のように批判的な報道に及び、さらにスポーツ庁長官や文部科学大臣も繰り返し日大の対応に苦言を呈するなどしたことから、事は国民の多くの関心を集めることとなり、日大への苦情も殺到することとなった。スポーツ分野における不祥事で、過去にこれほど大きな社会問題に発展したケースは極めて稀であろうと思われる。

本件が日大に与えた影響について、現段階で定量的に確認することは困難ではあるが、例えば、今後、私立大学等経常費補助金（日本私立学校振興・共済事業団）の減額<sup>11</sup>も懸念される上、日大の信頼低下はオープンキャンパスの来場者数の減少<sup>12</sup>にも現れており、入学試験受験者数の減少につながる可能性もあり、財務に深刻なダメージを与えることも憂慮されているところである。

## 第 10 再発防止策について

### 1 日大において検討又は講じられている再発防止策等について

日大において検討又は講じられている再発防止策等の概要は以下のとおりである。

#### (1) 「再発防止策の策定・実施について」（日大アメフト部から関東学連宛ての本年 7 月 17 日付け「チーム改善報告書」）

##### ア 抜本的なチーム改革・組織改革

- ① 内田氏の影響力の排除
- ② 新監督・コーチの選任
- ③ 兼職の禁止
  - ・ 常務理事、理事（学部長である理事を除く。）、学長及び副学長がスポーツ競技部の部長又は副部長を兼職することを禁止する。
  - ・ 理事、学長及び副学長がスポーツ競技部の監督又はコーチを兼職することを禁止する。

##### イ 相談体制・コミュニケーションの改善

- ① 選手の相談体制の構築
  - ・ スポーツ競技部に所属する学生に対し、各学部に設置されている学生相談窓口を積極的に活用するよう周知する。
  - ・ スポーツ科学部の日本大学スポーツサポートシステムの利用対象者を保体審所属の全学生に拡大し、将来的には、相談窓口及び問題解決を行う「保健

<sup>11</sup> 日大は昨年度約 91 億 5400 万円を受給

<sup>12</sup> 本年 7 月 16 日の海の日の文理学部及び商学部のオープンキャンパスでは、2017 年度来場者数約 10,240 人から約 3 割減の 7,128 人となった。

体育審議会スポーツサポートセンター（仮称）」の設置を目指す。

② スタッフの相談体制の構築

- ・ 選手のみならずスタッフについても、小さな問題から気軽に相談できる常設窓口を保体審内に設置する。
- ・ 何らかの問題が生じた場合の問題解決に向けた処理を行う制度を構築する。

③ コミュニケーション不足の解消

指導者と指導者間、指導者と選手間、選手と選手間のミーティング、更にはポジションごとの、指導者と選手間のミーティングを定期的に行うことにより、意思疎通の透明化を図るとともに、競技部の運営に選手を積極的に参加させる仕組みを設けることにより、競技部の運営についても、選手とスタッフとの間にコミュニケーションが生じる仕組みを作っていく。

ウ ルールの遵守意識・暴力に対する規範意識の向上

① 部長、副部長、監督、コーチを対象とする研修会の実施

全競技部の部長、副部長、監督及びコーチを対象に少なくとも年1回の研修会を実施する。また、監督、コーチについては、科学的根拠に基づいた指導や適切な指導を行うための倫理やコンプライアンス等の研修を年複数回実施する。

② スポーツ倫理の周知徹底

研修会等を定期的を開催することによって、スポーツ規範・スポーツ倫理に関する意識の向上を図る。

エ 競技部の外部からのモニタリング

今後、おおむね月1回父母会との意見交換会及び保体審への活動報告等を行い競技部の運営や現況について綿密に情報の共有を図っていく。

(2) 「チーム改善報告書（追加）」（本年7月23日付け日大アメフト部から関東学連宛て）

ア 再発防止策の実施状況を含むチームの指導方針等の運営に関する検証体制

- ① 日大アメフト部の部長及び副部長による検証
- ② 保体審による検証

イ 選手との意見交換において選手側から示された反省点、改善案等

- ① スポーツマンシップとフェアプレー宣言
- ② 私生活の態度・姿勢
- ③ 学生自らのチーム作り
- ④ 敵味方関係なく倒れた選手へ手を差し伸べる
- ⑤ 指導者との意識の差によるやらされている環境

- ⑥ 全員がフットボールに真摯ではなかった
- ⑦ グラウンドから最寄り駅までの定期的な清掃・あいさつ
- ⑧ 授業態度や生活態度の改善
- ⑨ 公共交通機関でのマナーの改善

(3) 「スポーツ競技部へのガバナンス及び競技部内紛争処理体制等の検討委員会」の設置（本年6月12日）及び中間答申（本年7月10日）

同委員会はスポーツ競技部内でのガバナンスが作用する内部統制の在り方、学生を始め関係者が早期の段階で様々な問題を気軽に相談できる体制の構築、監査機能の強化等を検討することを目的に設置された。

その中間答申の概要は以下のとおり。

- ① 大学ガバナンスと部内ガバナンスとの整合性  
兼職禁止等につき、おおむね前記(1)の「チーム改善報告書」((1)ア③)と同内容。
- ② 相談体制の構築  
おおむね前記(1)の「チーム改善報告書」(前記(1)イ①)と同内容。
- ③ 部長、副部長、監督、コーチ対象の研修会の実施  
おおむね前記(1)の「チーム改善報告書」(前記(1)ウ)と同内容。
- ④ 学生の積極参加について  
スポーツ競技部の組織運営に関し、学生が主体的に参加しあるいはできる仕組みを構築する。
- ⑤ 憲章・倫理等の制定  
「日本大学保健体育審議会スポーツ宣言」を制定する。
- ⑥ 競技部内問題処理体制  
おおむね前記(1)の「チーム改善報告書」(前記(1)イ②)と同内容。
- ⑦ 規程・内規の改善

(4) 「日本大学保健体育審議会アメリカンフットボール部監督・コーチ指導者選考委員会」の設置（同年7月5日）

日大アメフト部の今後の指導体制につき、日大とは利害関係のない外部有識者7名から構成される選考委員会を設置し、新たな監督、コーチを公正・公平な方法で選考する。選考基準は、①選手の自主性・独立性を尊重した抜本的なチーム改革をする能力が高いと評価できること、②選手やチーム内にアメリカンフットボールを通して品格や倫理観を浸透させるための具体的な方法論を有していること、③選手との相互理解を基盤とする時代に適合した指導力があり、教育的な観点や視点から指導をする能力があると評価できること、④常に学ぶ姿勢や意欲を持ち、周囲から

信頼されていることである。選手等からのヒアリング内容も参考にされる。なお、選考後も、同委員会には、一定期間オブザーブ機能（基準が満たされているかをチェックする機能）を持たせる。

## 2 当委員会からの再発防止策に関する提言

1 記載の、日大において既に検討され又は講じられている再発防止策については、本件事案を招いた背景・原因（第6）に照らし、基本的な方向性においてはいずれも適切なものと評価することができる。問題は、それらをいかに実現に移していくかということにあり、絵に描いた餅に陥ることは何としても避けなければならない。

以下、当委員会の見解として、再発防止及びその実効性確保の見地から、付加すべき対策ないし視点について述べることとする。

### (1) 日大アメフト部の再生のために

#### 一 日大アメフト部の適正で公正な運営を確保するための措置

##### ア 監督・コーチ等の指導者の質を確保するための措置

新たな指導者の選考については、前記のとおり、既に日大において透明性、公正性を確保しながら、外部有識者で構成される委員会において進められており、当委員会としても、人格識見共に優れ、教育的観点も持ち合わせかつ選手から真に尊敬される人物が選考されていることを期待するものである。

もつとも、選考時に適任者であるとして選ばれた監督・コーチがその後もそれを維持できるとは限らない。スポーツ競技部が閉鎖的な組織となりやすいことに鑑みると、事後のチェック機能が働かなければ、選考時に高い評価を受けた指導者であればあるほど、かえってその権限は事実上強大化し、結果として指導者の暴走を招くなど、様々な問題の温床となるおそれも否定できない。

したがって、選任後の指導者の質の維持・向上には格段の意を用いる必要があり、それを担保するための措置は不可欠である。

例えば、以下のような方策が考えられる。

- ① 再任手続・基準の明確化
- ② 適切なモニタリングの方法として
  - 新たな評価制度の導入（自己評価、監督・コーチ相互のピアレビュー、選手による評価）
  - 選手からの相談窓口の設置（後述）
  - 外部有識者やOB等による視察制度
  - 指導に問題が生じた場合の措置の整備（注意、勧告）
- ③ コーチング理論の導入（そのために必要な研修制度の実施を含む。）

- ④ 各競技部の監督・コーチを集めた横断的なワークショップを行い、指導上の悩み、問題意識、知識・経験等を持ち寄り、共通の学びの場を設けること

#### イ 選手の自主性・主体性を確保するための措置

前記のとおり日大においてもこの点については既に検討されているところであるが、当委員会においてシステム整備の観点から整理したところを以下列挙する。

- ① 指導陣とのコミュニケーション不足を解消するため、幹部選手と指導陣との間で、チームとしての目標設定、練習計画、具体的な指導方針、試合における戦術等に関し、定期的かつ密度の濃いチームミーティング制度を導入する。
- ② 幹部選手と他の選手のコミュニケーションを活性化させるための措置
- 選手間ミーティング
  - 学生メンター制度の導入
  - 指導陣との定期的な面接制度の導入（学生メンター同席）

#### ウ フェアプレー精神の確保（ルールの徹底遵守、スポーツマンシップの定着）や暴力的体質を根絶<sup>13</sup>するために必要な措置

- ① 監督・コーチに対する研修制度の導入
- ② 選手に対する研修制度の導入
- ③ フェアプレー宣言、フェアプレーの日の制定<sup>14</sup>

### (2) 競技部へのガバナンス強化のために

#### 一 日大アメフト部に対するガバナンスの確保・向上のための措置

近年、大学スポーツの持つ価値や役割の重要性が認識されつつあるが、本件事案に関して言えば、大学でスポーツをすることの教育としての重要性に着目する必要があると考える。すなわち、若い学生たちがスポーツを通して自己を形成し、仲間との連帯感を強め、人間的に成長してリーダーシップを育むことが期待されている

<sup>13</sup> 平成 25 年 4 月 25 日に採択された「スポーツ界における暴力行為根絶宣言」（日本体育協会、日本オリンピック委員会、日本障害者スポーツ協会、全国高等学校体育連盟及び日本中学校体育連盟）によれば、指導者は、暴力行為による強制と服従では、優れた競技者や強いチームの育成が図れないことを認識し、暴力行為（身体的暴力だけでなく、言葉や態度による人格の否定、脅迫、威圧、いじめや嫌がらせなども含まれる。）が指導における必要悪という誤った考えを捨て去ること、スポーツを行う者は、いかなる暴力行為も行わず、また黙認せず、自己の尊厳を相手の尊重に委ねるフェアプレー精神でスポーツ活動の場から暴力行為の根絶に努めること、スポーツ団体及び組織は、スポーツにおける暴力行為が、スポーツを行う者の権利・利益の侵害であることを自覚し、ガバナンス強化に取り組むことによって暴力行為の根絶に努めることなどとされている。こうした精神は本件事案の再発防止を考える上で非常に有益である。

<sup>14</sup> 例えば、日大アメフト部がフェアプレーの模範となるチームを目指し、部の主催で、アメフトのルールやマナーの重要性やルール違反がもたらすスポーツ事故の弊害等について定期的（年に 1 回程度）にシンポジウムを行うなど。

のであって、大学スポーツは、課外活動というだけでなく、大学という教育機関において、公共的役割を果たす教育活動として位置付けられるというべきである。こうした中で、大学スポーツにおいても、学生選手の自主性を尊重しながら、ガバナンスを強化することが求められている。

本件においては、保体審が形骸化して体育局主導となり、同事務局長を務め、かつ日大本部の人事担当の常務理事を務めていた内田氏が日大アメフト部の監督に就任するという、ガバナンスの機能不全を招来し、内田氏による選手の主体性を無視した独裁体制の暴走を許す要因となっていたことに着目する必要がある。

そうした観点から、当委員会としては、以下のような提言を行うものである。

① 保体審の組織改編（仮称「スポーツ推進支援センター」の設置）

現在の保体審の組織的位置付けが明確ではなく、責任の所在が曖昧であったことから、これを廃止し、責任ある体制を構築するため、学生部等に並ぶ組織として、新たに「スポーツ推進支援センター」（仮称）を設置し、学長、担当副学長のライン組織としてその位置付けを明確にする（従来は課外活動との整理から付属機関とされていたため、教学ラインの責任者の当事者意識が希薄になりがちであった。）。同組織の主要幹部には外部人材（例えば、組織マネジメント能力も兼ね備えた法律専門家や企業出身者等）を充てることとし、また、各競技部の指導者、選手が何らかの形で運営に関与できる仕組みを導入する。

② 競技部の部長、副部長及び指導者（監督、コーチ）が上記センター幹部又は事務局職員を兼任することを禁止

③ 理事長、常務理事、学長及び副学長が競技部の部長、副部長、指導者（監督、コーチ）、上記センター幹部又は事務局職員を兼任することを禁止

②及び③は、本件におけるガバナンスの機能不全をもたらした直接的な要因であり、不可欠な対策である。

④ 上記センターの事務部門の人事ローテーションの活性化や外部人材の登用

本件において、内田氏が体育局で強大な権限を有するに至ったのは、日大職員としてほとんどの期間を体育局に所属しキャリアを積んできたことが影響しているものと考えられることから、人事の硬直化を打破するため、人事の流動化を図るとともに、風通しの良い組織とするため外部人材を登用することが考えられる。

### ⑤ 各競技部、上記センター、日大本部への各報告・連絡体制の整備・充実

競技部は閉鎖的な組織となりがちであり、そこで現に起きている様々な問題を上記センターや日大本部が適時適切に把握できるよう、適切な報告・連絡体制を整備・充実させるための仕組みを検討すべきである。

### ⑥ 競技部選手からの相談窓口の設置

前記(1)アにおいても掲げた方策であり、日大においても既に検討されているところである。これを上記センター内に設けるかセンター外に設けるかは別として、最も肝心な点は信頼できる相談体制を整備することであり、相談対応者の中立性・客観性の確保、適切な解決方法、相談者が不当な不利益を受けないようにするための工夫などに十分配慮した仕組みが検討されるべきである。

## (3) 適切で誠実な事後対応のために

### 一 危機管理・対応体制等の整備

日大においては、前記のとおり、「危機事象」に対応するための仕組みとして、危機管理委員会等の制度が設けられていたが、本件においては全く機能していなかった。事後対応において最もしてはならないことは事態の放置又は隠ぺいである。今後は、十分な説明責任を尽くし、社会の信頼に誠実に応えていくことを基本に据えた上、適切な措置を講じていかなければならない。そのような観点から、以下のような方策を講じるべきである。

### ① 関連規程の整備

日大の危機管理規程は、その全体の規程ぶりからすれば、主には自然災害等への対応を想定したものであり、本件のような社会的影響力のある不正・不祥事案への対応方針が必ずしも明確ではなかった。本件事案の経験からも明らかなおろ、現代社会においては、組織において発生した不正・不祥事案への対応を誤れば、組織の存立にも影響しかねない深刻な事態を招きかねないことは周知のとおりである。失墜した当該組織の信用を回復することは決して容易ではない。したがって、対象とする危機事象の定義の明確化や対応体制の整備のため、同規程の見直しを図るべきである。

### ② 危機管理委員会への外部委員の登用等

本件の事後対応においては、田中理事長始め日大本部の主要幹部に事態の深刻さに対する問題意識が乏しく、当事者意識も希薄であったことから、前記のとおり、ことごとく事後対応が不適切かつ後手に回り、日大の著しい信用低下を招いたものである。その根底には、自らの組織の在り方を客観視できない内輪の組織



論理があったように思われる。そこで、本件のような危機的状況に適切に対応するため、危機管理委員会の委員に外部人材（理事長等の主要幹部にも厳しい意見を直言できるような人物がふさわしい。）を選任し、外部の視点を導入することを検討すべきである。併せて、危機的状況に臨機応変に適切な対応ができるスタッフの充実も図られるべきである。

### ③ 適正な事実調査の実施を含む、危機管理対応マニュアルの整備

危機事象に適切に対応するためには、平時からの備えが欠かせない。本件において、日大にはそのような十分な備えは存在せず、そのことが、井ノ口氏等による口封じ工作といった不当な介入を招いた一つの要因であったと思われる。したがって、再発防止策の一つとして、本件のような不正・不祥事案が発生した場合の具体的な対応マニュアルを整備することは不可欠であり、そこには適正な事実調査の在り方も盛り込むべきである。

### ④ 責任ある広報体制の整備

本件の事後対応において、更なる事態の悪化を招いた一つの原因は、日大として社会からの期待に応えるに足る説明責任が果たされていなかったことにあると考えられる。それは広報担当部署の問題というよりも、日大として危機対応の基本的な視座を持ってなかったことに根本原因がある。そこで、危機対応プロセスの初動の段階から広報体制も適切に組み込み、対外的な情報提供と連動させた危機対応の在り方を検討すべきである。

## (4) 再発防止策の具体的内容を検討しその適正実施をモニタリングするための仕組み

前記 1(3)のとおり、現在、日大では「スポーツ競技部へのガバナンス及び競技部内紛争処理体制等の検討委員会」を設置し、所要の対策を継続して検討しているところである。

しかしながら、同委員会はアドホックな検討枠組みであることや、当委員会において指摘しているような組織改編（前記(2)の①の保体審の廃止及び「スポーツ推進支援センター」〈仮称〉の新設）の問題や危機管理体制の見直しなどより広い観点からの検討は、必ずしもその守備範囲には含まれていないように思われる。

そこで、同委員会を発展的に解消し、全学的な検討体制として、外部有識者を中心メンバーとする委員会組織（組織・人事に関する問題も取り扱うことから日大本部の担当幹部も構成員に加える必要がある。）を新たに設置するなどして、再発防止策を全体として継続的・具体的に検討し、かつその実施状況をモニタリングしていく仕組みを設けることが必要不可欠である。再発防止策は実行に移されて初めて意味を持つのであり、このような仕組みを設けることは種々の対策の根幹を成す

ものである。

## 第 11 結語

本件事案は、指導者としての基本的な資質を欠いた内田氏及び井上氏から、精神的に過度のプレッシャーを掛けられた上、ルールを逸脱した危険タックル等の反則行為を指示された A 選手がこれを実行に移し、対戦相手の関学大アメフト部の B 選手を負傷させたというものである。直接的な被害者は、むしろ B 選手であり、対戦相手の関学大アメフト部であったことは言うまでもなく、日大としては、まずもって、このことを深く反省して謝罪するとともに、二度と同じ行為を繰り返さないことを改めて誓う必要がある。

他方、上記経緯に照らせば、無謀な反則行為を指示されて実行した A 選手自身もまた内田・井上両氏のいわば間接的な被害者といえる。たとえチーム強化、選手の精神力の引上げという目的があったとしても、自己らの指導する選手に危険な反則行為を指示するなど、スポーツマンシップのかけらも認められない卑劣・悪質な行為であり、決して許されるものではない。本件により、心に深い傷を受けた A 選手の心情は察するに余りある。また、A 選手以外の日大アメフト部の選手も、精神的なショックに加え、部活動停止を余儀なくされるなど、深刻な影響を受けた二次的な被害者である。さらに、本件の影響により、関東学連や他大学のアメフトチーム関係者、そのほかアメフトに関わる多くの方々にも多大な不安と迷惑を掛けたことも、日大としては、重く受け止めなければならない。

そして、このような反則行為自体の悪質さにとどまらず、本件においては、事後対応における日大の数々の不手際から、事が大きく社会問題化し、日大自体の極度の信頼悪化を招来したもので、結果として、日大に所属する他の学生はもちろん、父兄、校友、その他数多くの日大関係者にも大きな懸念、不信感を与えたものであり、日大はこのことを深く心に留めるべきである。

さて、日大アメフト部は、外部委員から成る選考委員会の慎重な審査により新監督候補者が内定し、再生への道を歩み始めている。新チームは、これまでの内田監督時代とは違って、我が国のどのチームより、スポーツマンシップの精神に則りフェアプレーを重んじ、対戦相手に対するリスペクトを欠かさない、真の意味で「強く、たくましいチーム」、「フェアプレーのお手本となるチーム」を目指し、再生していかれることを期待して止まない。

このような日大アメフト部の再建は、内田氏や井ノ口氏らあるいはそれらの意向を酌んだ者の影響力を完全に排除した状態で行われなければならないことを重ねて指摘

しておきたい。他方、新指導者の新しい指導方法がチームに浸透して新チームが結果を出そうとしている途上で、勝利至上主義を標榜し、内田監督時代の指導方法に回帰させようとする動きが出てくるのではないかとの疑念も払しょくできない。しかしながら、決してそのようなことがあってはならない。ついては、当委員会としては、新監督について数年間の監督としての身分保障を与えるとともに、選考終了後も一定期間オブザーブ機能を有するとされている「選考委員会」（前記第10の1(4)）において、新しい監督、コーチに対し、内田氏らの影響力はもとより、勝利至上主義に基づく不当な外圧が及ばないように監視されることを望むとともに、日大はむろん多くの関係者が、「新生フェニックス」を支える新しい監督、コーチ、そして選手・スタッフを長い目で温かく見守り、バックアップを十分にしていくことを期待する。

他方、日大としては、学校法人としての社会的責任を深く自覚し、前述したような諸対策を講じることにより、ガバナンスの適正化を実現し、新しく生まれ変わるつもりで自己変革を遂げ、早期に社会の信頼を回復すべく、関係者一同総力を挙げて取り組んでいただきたい。特に、本報告書で提言した競技部をめぐるガバナンス体制の構築に当たっては、スポーツ日大の名に恥じず、他大学にとっても参考となるような体制づくりに全力で取り組んでいただきたい。

最後に、本件事案を通じて痛感されたことを端的に言えば、日大において学生ファーストの精神が見失われていたことである。本件反則行為に至った経緯においては言わずもがなであるが、事後対応においても、学生の真摯な主張より、実力者の不合理な言い分を受け入れて事案を軽視したため、数々の不手際を繰り返し、その結果、社会から猛烈な反発を受けたものである。本件は、教学だけの問題に止まるものではない。当委員会は、日大がその再生の一步を踏み出すに当たり、日大を代表し、その業務を総理する理事長において、今回の一連の出来事を顧みて反省すべきところについて、責任者としての反省声明を発表するとともに、説明責任を果たし、今後は、学生ファーストの大学運営を行う旨の宣言をすることを強く望むものである。

以上